

一般社団法人日本歯科麻酔学会 役員選出細則

平成21年10月8日制定 平成30年10月4日改正 令和元年10月25日改正 令和2年10月9日改正

平成21年10月8日施行 平成30年10月4日施行 令和元年10月25日施行 令和2年10月9日施行

(目的)

第1条 この細則は、一般社団法人日本歯科麻酔学会（以下「本会」という。）定款第20条に基づき、役員を選出に関し、必要な事項を定めるものである。

(理事の選出)

第2条 理事は、代議員を選挙人とする投票によって選出される理事（以下、選挙理事）と選挙によらないで選出される理事（以下、非選挙理事）とに区分する。

2 選挙理事は10名以上13名以内とし、非選挙理事は2名とする。

(選挙理事の選出)

第3条 選挙理事は、郵送法による選挙で選出する。

2 理事選挙は、現任理事の任期終了日の1ヶ月前までに実施しなければならない。

3 理事長は、理事選挙が行われる日の3ヶ月前までに学会ホームページなどを通じて、次期の選挙理事の選出に関する選挙が行われることを代議員に対して公示するものとする。

4 この選挙の被選挙人候補者は、次の事項をすべて満たさなければならない。

(1) 代議員であること

(2) 任期が終了する事業年度に原則として65歳以下であること

5 この選挙は、選挙管理委員会規程に定める理事選出選挙管理委員会が管理する。

6 理事候補者になろうとする者は、次の事項に掲げる書類を、所定の期日までに選挙管理委員会に提出しなければならない。

(1) 立候補届

(2) 履歴書

(3) 立候補声明文

7 選挙管理委員会は、立候補者が提出した書類に基づき立候補者を確定し、立候補者名簿を作成し、選挙人に公示しなければならない。立候補者が10名に満たない場合は、立候補届の公示期間を延長することがある。

8 選挙人は、候補者の中から、10名以下に投票する。

9 事務局は、投票期間中に郵送された投票用紙を受理し、開票日まで厳重に保管しなければならない。

10 この選挙の開票は、選挙管理委員会が定めた日に、監事立会いのもとで、選挙管理委員会委員が行う。但し、次期理事候補者である監事がいる場合には、その監事は立ち会うことができず、立ち会うことのできる監事がない場合には、選挙管理委員会の委嘱に基づき代議員から立会人2名を決定する。

11 選挙理事の当選者・次点者の決定は、以下にしたがうものとする。

(1) 選挙理事は、有効得票数の最も多いものから順次当選者とする。

(2) 得票数の等しい候補者があるときには、監事が立ち会う抽選によって順位を決定する。なお、該当する候補者に現監事がいる場合等は前項記載のとおりとする。

- (3) 立候補者が10名から13名のときは、立候補者を無投票当選とする。
 - (4) 立候補者が13名を超えるときは、上位13名を当選者とする。
- 12 選挙理事は、定款第20条1項に定めるとおり、社員総会の承認により選任される。

(次期理事長の選出)

第4条 次期理事長の選出は以下の各号に従う。

- (1) 次期理事長の選出は、選挙理事の選出後直ちに行う。
- (2) 選挙管理委員会委員長、選挙理事当選者によって構成される次期理事長選考委員会をおく。
- (3) 次期理事長選考委員会の議長は選挙管理委員会委員長とする。
- (4) 次期理事長選考委員会は、現監事立会いのもとで、行うものとする。但し、議決権は有さない。
- (5) 次期理事当選者である監事がいる場合には、その監事は立ち会うことができず、立ち会うことのできる監事がない場合には、選挙管理委員会の委嘱に基づき代議員から立会人2名を決定する。
- (6) 理事の互選によって次期理事長候補者を選出する。
- (7) 次期理事長は、定款第20条3項に定めるとおり、理事会の承認により選任される。

(非選挙理事の選出)

第5条 非選挙理事候補者の選出は以下の各号に従って実施する。

- (1) 非選挙理事候補者の選出は、次期理事長候補者の選出後直ちに行う。
- (2) 非選挙理事候補者は代議員選出細則第4条で選出された代議員の中から、次期理事長候補者が指名する。
- (3) 非選挙理事は、定款第20条第1項に定めるとおり、社員総会の承認により選任される

(監事の選出)

第6条 監事選挙は、2名の完全連記制で行う。

- 2 監事候補者は、代議員の推薦を得て理事会で承認を受けたものとする。
- 3 その他監事の選出に関する規定は、選挙理事の選出に関する規定を準用する。

(改 廃)

第7条 この細則を改廃する場合は、理事会の議決を経て、社員総会の承認を得なければならない。

附 則

- 1. この細則は、平成21年10月8日から施行する。
- 2. この細則は、第3条、第4条を平成30年10月4日に改正する。
- 3. この細則は、平成30年10月4日に第5条を第6条とし、第6条を第7条とし、第4条の次に第5条を新規作成する。
- 4. この細則は、第5条を令和元年10月25日に改正する。
- 5. この細則は、第2条、第3条、第4条、第5条を令和2年2月9日に改定する。